

生食発 0530 第 1 号
平成 30 年 5 月 30 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 30 年厚生労働省告示第 237 号)が本日告示されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき、農薬カズサホス、農薬クレトジム、農薬クロラントラニリプロール、農薬デスメディファム、農薬トリシクラゾール、農薬ピリフルキナゾン、動物用医薬品フラボフォスフォリポール、農薬フルオピコリド及び農薬プロシミドンについて、食品中の残留基準値を改正したこと(別紙参照)。

第 2 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、下表の農薬等ごとに掲げる食品の残留基準値については、告示の日から 6 月以内に限り、なお従前の例によること。

農薬等	食品
クレトジム	小麦、大麦、とうもろこし、大豆、えんどう、らっかせい、さといも類、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、いちご、クランベリー、その他の果実、綿実、なたね、その他のオイルシード、アーモンド、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵、綿実油及びなたね油
クロラントラニプロール	アーティチョーク、くり、ペカン、アーモンド、くるみ及びその他のナッツ類
デスメディファム	てんさい、その他の野菜、その他のスパイス及びその他のハーブ
トリシクラゾール	小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ

	<p>、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ</p>
<p>フラボフォスフォリポール</p>	<p>牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓、牛の食用部分、乳及びその他の家きんの卵</p>
<p>プロシミドン</p>	<p>米、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、小豆類、えんどう、そら豆、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、しゅんぎく、レタス、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、なす、きゅうり、しろりり、すいか、メロン類果実、まくわうり、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、び</p>

	<p>わ、もも、あんず、すもも、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、フラボフォスフォリポールについては、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、当該物質を含有するものであってはならない。
- (2) 今回残留基準値を設定するカズサホスとはカズサホスのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (3) 今回残留基準値を設定するクレトジムとは、クレトジム及び *m*-クロロ過安息香酸によって代謝物 C【(±)-2-[(E)-1-[(E)-3-クロロアリロキシイミノ]プロピル]-5-[2-(エチルスルホニル)プロピル]-3-ヒドロキシシクロヘクス-2-エノン】又は代謝物 0【(±)-2-[(E)-1-[(E)-3-クロロアリロキシイミノ]プロピル]-5-[2-(エチルスルホニル)プロピル]-3,5-ジヒドロキシシクロヘクス-2-エノン】に酸化される代謝物をクレトジムに換算したものの和とする。なお、改正前の残留の規制対象は、クレトジム、クレトジルスルホキドをクレトジム含量に換算したものと及びクレトジルスルホンをクレトジム含量に換算したものの総和としている。
- (4) 「大豆油（食用植物油の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「大豆油（食

用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)」に設定されているクレトジムの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「大豆油」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「大豆」の残留基準値への適・不適を確認する。

- (5) 「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているクレトジムの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ひまわりの種子」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (6) 綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）及び綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）に設定されているクレトジムの残留基準値については、これらの残留基準値を統合して「綿実油」として残留基準値を設定する。
- (7) なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油，なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）及びなたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油，なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）に設定されているクレトジムの残留基準値については、これらの基準を統合して「なたね油」として残留基準値を設定する。
- (8) 今回残留基準値を設定するクロラントラニリプロールとは、クロラントラニリプロールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (9) 今回残留基準値を設定するデスメディファムとは、デスメディファムのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (10) 今回残留基準値を設定するトリシクラゾールとは、トリシクラゾールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (11) 今回残留基準値を設定するピリフルキナゾンとは、ピリフルキナゾン及び代謝物 B 【1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン】をピリフルキナゾンに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

- (12) 今回残留基準値を設定するフラボフォスフォリポールとは、モエノマイシンAのみとする。なお、改正前の残留の規制対象は、フラボフォスフォリポールとしている。
- (13) 今回残留基準値を設定するフルオピコリドとは、フルオピコリドのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (14) 今回残留基準値を設定するプロシミドンとは、プロシミドンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (15) 「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」に設定されているプロシミドンの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ひまわりの種子」の残留基準値への適・不適を確認する。

2 その他

法に基づく残留基準値の改正に併せ、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬クロラントラニリプロール、農薬ピリフルキナゾン及び農薬プロシミドンに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙

カズサホス(殺虫剤(殺線虫剤))

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
大豆	0.01	0.01
ばれいしょ	0.03	0.03
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.03	0.03
かんしょ	0.02	0.02
さとうきび	0.01	0.01
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.05	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	0.05	0.05
キャベツ	0.01	0.01
きょうな	0.05	0.05
ごぼう	0.5	0.5
ねぎ (リーキを含む。)	0.01	0.01
にんにく	0.02	0.02
トマト	0.01	0.01
ピーマン	0.01	0.01
なす	0.02	0.02
その他のなす科野菜	0.01	0.01
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.05	0.05
すいか	0.01	0.01
メロン類果実	0.02	0.02
ほうれんそう	0.1	0.1
しょうが	0.1	0.1
えだまめ	0.01	0.01
みかん		0.01
なつみかんの果実全体	0.01	0.01
レモン	0.01	0.01
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.01	0.01
グレープフルーツ	0.01	0.01
ライム	0.01	0.01
その他のかんきつ類果実	0.01	0.01
いちご	0.05	0.05
バナナ	0.01	0.01
その他のハーブ	0.5	0.5

クレトジム(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1
とうもろこし	● 0.2	1
大豆	● 10	10

クレトジム(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	○ 2	0.2
えんどう	● 2	2
そら豆	○ 2	0.1
らっかせい	● 5	5
その他の豆類	○ 2	0.5
ばれいしょ	○ 1	0.2
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	1
かんしょ	○ 1	0.2
やまいも (長いものをいう。)	● 1	1
こんにやくいも	●	1
その他のいも類	●	1
てんさい	● 0.1	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	● 1	1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	○ 1	0.9
かぶ類の根	●	1
かぶ類の葉	●	2
西洋わさび	●	1
クレソン	●	1
はくさい	●	2
キャベツ	○ 0.3	0.2
芽キャベツ	●	0.2
ケール	●	2
こまつな	●	2
きょうな	●	1
チンゲンサイ	●	3
カリフラワー	●	2
ブロッコリー	●	2
その他のあぶらな科野菜	●	2
ごぼう	●	1
サルシフィー	●	1
アーティチョーク	●	1
チコリ	●	1
エンダイブ	●	0.5
しゅんぎく	●	1
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.1
その他のきく科野菜	●	1
たまねぎ	● 0.5	0.5
ねぎ (リーキを含む。)	● 0.2	1
にんにく	● 0.5	0.5
にら	●	0.1
アスパラガス	● 0.2	1
わけぎ	●	0.2
その他のゆり科野菜	●	0.1

クレトジム(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
にんじん	● 0.1	0.1
パースニップ	●	1
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
その他のせり科野菜	●	1
トマト	● 1	1
ピーマン	● 1	1
なす	●	1
その他のなす科野菜	●	1
きゅうり (ガーキンを含む。)	● 0.5	0.5
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	● 0.5	0.5
しろうり	●	0.5
すいか	●	1
メロン類果実	●	1
まくわうり	●	1
その他のうり科野菜	●	1
ほうれんそう	●	1
たけのこ	●	1
オクラ	●	1
しょうが	●	1
未成熟えんどう	●	0.6
未成熟いんげん	● 0.5	0.5
えだまめ	● 2	6
マッシュルーム	●	1
しいたけ	●	1
その他のきのこ類	●	1
その他の野菜	● 0.5	0.5
いちご	●	2
クランベリー	● 0.5	0.5
その他の果実	●	0.6
ひまわりの種子	○ 0.5	0.2
綿実	● 0.5	0.5
なたね	● 0.5	0.5
その他のオイルシード	●	0.2
アーモンド	●	0.5
ホップ	○ 0.5	
その他のスパイス	●	1
その他のハーブ	●	2
牛の筋肉	● 0.2	0.2
豚の筋肉	● 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.2	0.2
牛の脂肪	● 0.2	0.2
豚の脂肪	● 0.2	0.2

クレトジム(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.2	0.2
牛の肝臓	● 0.2	0.2
豚の肝臓	● 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.2	0.2
牛の腎臓	● 0.2	0.2
豚の腎臓	● 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.2	0.2
牛の食用部分	● 0.2	0.2
豚の食用部分	● 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.2	0.2
乳	● 0.05	0.05
鶏の筋肉	● 0.2	0.2
その他の家きんの筋肉	● 0.2	0.2
鶏の脂肪	● 0.2	0.2
その他の家きんの脂肪	● 0.2	0.2
鶏の肝臓	● 0.2	0.2
その他の家きんの肝臓	● 0.2	0.2
鶏の腎臓	● 0.2	0.2
その他の家きんの腎臓	● 0.2	0.2
鶏の食用部分	● 0.2	0.2
その他の家きんの食用部分	● 0.2	0.2
鶏の卵	● 0.05	0.05
その他の家きんの卵	● 0.05	0.05
大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.5
大豆油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		1
ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		0.1
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.5
綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		0.5
綿実油	● 0.5	
なたね油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油，なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.5

クレトジム(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なたね油 (食用植物油の日本農林規格に規定する精製なたね油, なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	/	0.5
なたね油	● 0.5	/

クロラントラニプロール(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	0.05	0.05
小麦	6	6
大麦	6	6
ライ麦	6	6
とうもろこし	0.6	0.6
そば	6	6
その他の穀類	6	6
大豆	0.2	0.2
小豆類	1	1
えんどう	1	1
そら豆	1	1
らっかせい	0.06	0.06
その他の豆類	1	1
ばれいしょ	0.02	0.02
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも (長いものをいう。)	0.05	0.05
こんにやくいも	0.02	0.02
その他のいも類	0.02	0.02
てんさい	0.02	0.02
さとうきび	14	14
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.5	0.5
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	40	40
かぶ類の根	0.2	0.2
かぶ類の葉	20	20
西洋わさび	0.02	0.02
クレソン	20	20
はくさい	20	20
キャベツ	4	4
芽キャベツ	4	4
ケール	20	20
こまつな	20	20
きょうな	20	20

クロラントラニプロール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
チンゲンサイ	20	20
カリフラワー	4	4
ブロッコリー	4	4
その他のあぶらな科野菜	20	20
ごぼう	0.02	0.02
サルシフィー	0.02	0.02
アーティチョーク	● 2	4
チコリ	20	20
エンダイブ	20	20
しゅんぎく	20	20
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	20
その他のきく科野菜	20	20
ねぎ(リーキを含む。)	3	3
にら	3	3
アスパラガス	0.1	0.1
その他のゆり科野菜	3	3
にんじん	0.08	0.08
パースニップ	0.02	0.02
パセリ	○ 15	13
セロリ	○ 15	13
みつば	○ 15	
その他のせり科野菜	○ 15	13
トマト	0.7	0.7
ピーマン	1	1
なす	0.7	0.7
その他のなす科野菜	20	20
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.1	0.1
まくわうり	0.1	0.1
その他のうり科野菜	20	20
ほうれんそう	20	20
オクラ	0.7	0.7
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	○ 2	0.8
えだまめ	1	1
マッシュルーム	0.6	0.6
しいたけ	0.6	0.6
その他のきのこ類	0.6	0.6
その他の野菜	20	20

クロラントラニプロール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
みかん	○ 0.2	0.1
なつみかんの果実全体	○ 0.7	0.5
レモン	○ 0.7	0.5
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.7	0.5
グレープフルーツ	○ 0.7	0.5
ライム	○ 0.7	0.5
その他のかんきつ類果実	○ 0.7	0.5
りんご	1	1
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
マルメロ	1	1
びわ	0.4	0.4
もも	0.4	0.4
ネクタリン	4	4
あんず (アプリコットを含む。)	4	4
すもも (プルーンを含む。)	4	4
うめ	1	1
おうとう (チェリーを含む。)	1	1
いちご	1	1
ラズベリー	2	2
ブラックベリー	2	2
ブルーベリー	3	3
クランベリー	3	3
ハックルベリー	3	3
その他のベリー類果実	3	3
ぶどう	2	2
かき	0.3	0.3
アボカド	0.5	0.5
その他の果実	1	1
ひまわりの種子	2	2
ごまの種子	0.3	0.3
べにばなの種子	2	2
綿実	0.3	0.3
なたね	2	2
その他のオイルシード	0.3	0.3
ぎんなん	0.02	0.02
くり	● 0.02	0.04
ペカン	● 0.02	0.04
アーモンド	● 0.02	0.04
くるみ	● 0.02	0.04
その他のナッツ類	● 0.02	0.04
茶	50	50
コーヒー豆	0.4	0.4

クロラントラニプロール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
カカオ豆 (外皮を含まない。)	0.08	0.08
ホップ	40	40
その他のスパイス	90	90
その他のハーブ	25	25
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.3	0.3
豚の脂肪	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.3
牛の肝臓	0.3	0.3
豚の肝臓	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3
牛の腎臓	0.2	0.2
豚の腎臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2
牛の食用部分	0.2	0.2
豚の食用部分	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.08	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.08	0.01
鶏の肝臓	○ 0.07	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.07	0.02
鶏の腎臓	○ 0.07	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.07	0.02
鶏の食用部分	○ 0.07	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.07	0.02
鶏の卵	0.2	0.2
その他の家きんの卵	0.2	0.2
魚介類	0.05	0.05

デスメディファム(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
てんさい	● 0.1	0.2
その他の野菜	●	20
その他のスパイス	●	20
その他のハーブ	●	20

トリシクラゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	3	3
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類	●	0.02
大豆	●	0.02
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	●	0.02
その他の豆類	●	0.02
ばれいしょ	●	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしょ	●	0.02
やまいも(長いものをいう。)	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02

トリシクラゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.02
その他のきく科野菜	●	0.02
たまねぎ	●	0.02
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	●	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜	●	0.02
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜	●	0.02
トマト	●	0.02
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.02
その他のなす科野菜	●	0.02
きゅうり (ガーキンを含む。)	●	0.02
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	0.02
しろうり	●	0.02
すいか	●	0.02
メロン類果実	●	0.02
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類	●	0.02
その他の野菜	●	0.02
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02

トリシクラゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のかんきつ類果実	●	0.02
りんご	●	0.02
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.02
すもも(プルーンを含む。)	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.02
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハuckleベリー	●	0.02
その他のベリー類果実	●	0.02
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02
その他のオイルシード	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類	●	0.02

トリシクラゾール(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
茶	●	0.02
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス	●	0.02
その他のハーブ	●	0.02
魚介類	○ 0.06	

ピリフルキナゾン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	0.2	0.2
ばれいしょ	0.2	0.2
かんしょ	0.2	0.2
やまいも(長いものをいう。)	○ 0.2	
こんにゃくいも	0.2	0.2
はくさい	1	1
キャベツ	0.5	0.5
ブロッコリー	2	2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	10
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7
アスパラガス	0.5	0.5
トマト	1	1
ピーマン	1	1
なす	0.3	0.3
その他のなす科野菜	5	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2
しろうり	○ 0.3	
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.2	0.2
その他のうり科野菜	○ 0.5	
オクラ	0.5	0.5
未成熟えんどう	○ 0.5	
未成熟いんげん	0.5	0.5
みかん	0.2	0.2
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1
グレープフルーツ	1	1

ピリフルキナゾン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	0.5	0.5
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
もも	0.2	0.2
ネクタリン	0.7	0.7
あんず(アプレコットを含む。)	5	5
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2
うめ	5	5
おうとう(チェリーを含む。)	2	2
いちご	2	2
ぶどう	3	3
かき	0.5	0.5
キウイー	0.2	0.2
マンゴー	1	1
茶	20	20
その他のスパイス	5	5

フラボフォスフォリポール(抗生物質)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	●	0.01
豚の筋肉	○ 0.05	0.01
牛の脂肪	●	0.01
豚の脂肪	○ 0.05	0.01
牛の肝臓	●	0.01
豚の肝臓	○ 0.05	0.01
牛の腎臓	●	0.01
豚の腎臓	○ 0.05	0.01
牛の食用部分	●	0.01
豚の食用部分	○ 0.05	0.01
乳	●	0.01
鶏の筋肉	○ 0.05	0.03
鶏の脂肪	○ 0.05	0.03
鶏の肝臓	○ 0.05	0.03
鶏の腎臓	○ 0.05	0.03
鶏の食用部分	○ 0.05	0.03
鶏の卵	○ 0.05	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02

フルオピコリド(殺菌剤)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.02	0.02
かんしょ	0.02	0.02
やまいも (長いもをいう。)	0.02	0.02
その他のいも類	0.02	0.02
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.2	0.2
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	30	30
かぶ類の根	0.2	0.2
かぶ類の葉	30	30
西洋わさび	0.2	0.2
クレソン	30	30
はくさい	30	30
キャベツ	7	7
芽キャベツ	5	5
ケール	30	30
こまつな	30	30
きょうな	30	30
チンゲンサイ	30	30
カリフラワー	5	5
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜	30	30
ごぼう	0.2	0.2
サルシフィー	0.2	0.2
チコリ	30	30
エンダイブ	30	30
しゅんぎく	30	30
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	30	30
その他のきく科野菜	30	30
たまねぎ	7	7
ねぎ (リーキを含む。)	10	10
にんにく	7	7
その他のゆり科野菜	7	7
パースニップ	0.2	0.2
パセリ	25	25
セロリ	25	25
その他のせり科野菜	25	25
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	30	30
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.7	0.7
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.5	0.5
しろうり	0.5	0.5

フルオピコリド(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
メロン類果実	0.2	0.2
その他のうり科野菜	30	30
ほうれんそう	30	30
オクラ	1	1
しょうが	0.02	0.02
しいたけ	1	1
その他のきのこ類	1	1
その他の野菜	30	30
みかん	0.2	0.2
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
ぶどう	2	2
その他の果実	1	1
ホップ	○ 0.7	
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	30	30
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01

フルオピコリド(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

プロシミドン(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.02
小麦	○ 0.3	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類	●	0.02
大豆	2	2
小豆類	● 3	5
えんどう	●	5
そら豆	●	5
らっかせい	2	2
その他の豆類	2	2
ばれいしょ	● 0.2	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.5
かんしょ	●	0.5
やまいも(長いものをいう。)	●	0.5
こんにやくいも	●	0.5
その他のいも類	●	0.5
てんさい	●	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	5
かぶ類の根	●	0.5
かぶ類の葉	●	5
西洋わさび	●	0.5
クレソン	●	5
はくさい	●	0.5
キャベツ	● 0.5	2
芽キャベツ	●	2
ケール	●	5
こまつな	●	5
きょうな	●	5

プロシミドン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
チンゲンサイ	●	5
カリフラワー	●	5
ブロッコリー	●	5
その他のあぶらな科野菜	●	5
ごぼう	●	0.5
サルシフィー	●	0.5
アーティチョーク	●	5
チコリ	5	5
エンダイブ	5	5
しゅんぎく	●	5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	● 2	5
その他のきく科野菜	2	2
たまねぎ	● 0.2	0.5
ねぎ(リーキを含む。)	● 2	5
にんにく	● 0.1	5
にら	●	5
アスパラガス	●	5
わけぎ	●	5
その他のゆり科野菜	●	5
にんじん	● 0.2	0.5
パースニップ	●	0.5
パセリ	●	5
セロリ	●	5
みつば	● 2	5
その他のせり科野菜	●	5
トマト	● 3	5
ピーマン	5	5
なす	● 3	5
その他のなす科野菜	5	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	● 4	5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 4	2
しろうり	●	5
すいか	● 0.7	3
メロン類果実	● 0.5	3
まくわうり	●	5
その他のうり科野菜	1	1
ほうれんそう	●	5
たけのこ	●	0.02
オクラ	● 2	5
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	1	1
えだまめ	●	1

プロシミドン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類	●	0.02
その他の野菜	● 2	5
みかん	1	1
なつみかんの果実全体	●	0.5
レモン	●	0.5
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	●	0.5
グレープフルーツ	●	0.5
ライム	●	0.5
その他のかんきつ類果実	●	0.5
りんご	0.5	0.5
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
マルメロ	1	1
びわ	● 0.7	3
もも	● 0.7	3
ネクタリン	10	10
あんず (アプリコットを含む。)	● 5	10
すもも (プルーンを含む。)	● 0.5	3
うめ	10	10
おうとう (チェリーを含む。)	● 5	10
いちご	● 5	10
ラズベリー	●	10
ブラックベリー	●	1.5
ブルーベリー	●	5
クランベリー	●	5
ハuckleベリー	●	5
その他のベリー類果実	●	5
ぶどう	●	5
かき	●	0.5
バナナ	●	0.5
キウイ	● 0.5	3
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	0.5	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	5
その他の果実	●	5
ひまわりの種子	●	0.2
ごまの種子	●	0.05

プロシドロン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
べにばなの種子	●	0.05
綿実	●	0.05
なたね	○ 2	1.5
その他のオイルシード	●	2
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類	●	0.05
茶	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス	○ 25	5
その他のハーブ	●	5
牛の筋肉	●	0.05
豚の筋肉	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●	0.05
牛の脂肪	●	0.2
豚の脂肪	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.2
牛の肝臓	●	0.05
豚の肝臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.05
牛の腎臓	●	0.05
豚の腎臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.05
牛の食用部分	●	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.05
乳	●	0.04
鶏の筋肉	●	0.05
その他の家きんの筋肉	●	0.05
鶏の脂肪	●	0.08
その他の家きんの脂肪	●	0.08
鶏の肝臓	●	0.03
その他の家きんの肝臓	●	0.03
鶏の腎臓	●	0.03
その他の家きんの腎臓	●	0.03
鶏の食用部分	●	0.03
その他の家きんの食用部分	●	0.03
鶏の卵	●	0.03
その他の家きんの卵	●	0.03

プロシミドン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）	/	0.5

脚注

※○：平成30年5月30日適用（規制緩和の品目）

●：平成30年11月30日適用（規制強化の品目）

- 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、フラボフォスフォリポールについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、当該物質を含有するものであってはならない。
- 今回残留基準値を設定するカズサホスとは、カズサホスのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するクレトジムとは、クレトジム及び*m*-クロロ過安息香酸によって代謝物C【(±)-2-[(*EZ*)-1-[(*E*)-3-クロロアリロキシイミノ]プロピル]-5-[2-(エチルスルホニル)プロピル]-3-ヒドロキシシクロヘクス-2-エノン】又は代謝物O【(±)-2-[(*EZ*)-1-[(*E*)-3-クロロアリロキシイミノ]プロピル]-5-[2-(エチルスルホニル)プロピル]-3,5-ジヒドロキシシクロヘクス-2-エノン】に酸化される代謝物をクレトジムに換算したものの和とする。なお、改正前の残留の規制対象は、クレトジム、クレトジムスルホキシドをクレトジム含量に換算したものと及びクレトジムスルホンに換算したものの総和としている。
- 「大豆油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)」及び「大豆油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)」に設定されているクレトジムの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「大豆油」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「大豆」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 「ひまわり油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)」に設定されているクレトジムの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「ひまわり油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ひまわりの種子」の残留基準値への適・不適を確認する。

- 綿実油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油, 綿実サラダ油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)及び綿実油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油, 綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)に設定されているクレトジムの残留基準値については、これらの基準を統合して「綿実油」として残留基準値を設定する。
- なたね油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油, なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)及びなたね油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油, なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)に設定されているクレトジムの残留基準値については、これらの基準を統合して「なたね油」として残留基準値を設定する。
- 今回残留基準値を設定するクロラントラニリプロールとは、クロラントラニリプロールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するデスメディファムとは、デスメディファムのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するトリシクラゾールとは、トリシクラゾールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するピリフルキナゾンとは、ピリフルキナゾン及び代謝物B【1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン】をピリフルキナゾンに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するフラボフォスフォリポールとは、モエノマイシンAのみとする。なお、改正前の残留の規制対象は、フラボフォスフォリポールとしている。
- 今回残留基準値を設定するフルオピコリドとは、フルオピコリドのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 今回残留基準値を設定するプロシミドンとは、プロシミドンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- 「ひまわり油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)」に設定されているプロシミドンの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除としている。なお、「ひまわり油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ひまわりの種子」の残留基準値への適・不適を確認する。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。